

藤沢市地域市民の家条例の一部改正について
藤沢市地域市民の家条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）9月2日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地域市民の家条例の一部を改正する条例
藤沢市地域市民の家条例（平成2年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2ホールの項中「300円」を「390円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市地域市民の家条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の市民の家の施設の利用に係る利用料について適用し、同日前の市民の家の施設の利用に係る利用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤沢市地域市民の家条例別表第2に規定する利用料の徴収の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、地域市民の家の利用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。